



あいわ総合司法書士事務所

# あいわ通信

No.115

発行日 2024年12月25日

## ごあいさつ

今月のあいわ通信では、次の事項をご案内いたします。

- ・株式会社定款認証手数料の改定
- ・戸籍の記載事項に氏名のフリガナが追加

今年も残すところ数日となりました。今年もたくさんの方にお世話になり、ありがとうございました。来年も小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に業務に取り組んでまいります。『あいわ通信』も2015年からスタートし今月号で第115号となりました。来年には『あいわ通信』をスタートして10年となります。これからも皆さまのお役に立つような法律情報をお届けいたしますので、何卒よろしくお願ひいたします。



## 目次：

ごあいさつ	1
株式会社設立の定款認証手数料改定	2
戸籍の氏名にフリガナが記載	3
お客様の声を紹介します	4
本年も大変お世話をになりました	5

## 株式会社設立の定款認証手数料の改定

こんにちは。司法書士の粒来です。これから株式会社を立ち上げて事業を始めようと考えている方に朗報です。株式会社設立の際に受けなければならない定款認証について、一昨年に引き下げられたばかりの公証人手数料が、今月からさらに引き下げられました。

これまでの公証人手数料は、

- (1) 資本金の額が100万円未満の場合→3万円
- (2) 資本金の額が100万円以上300万円未満の場合→4万円
- (3) 資本金の額が300万円以上の場合→5万円

と決められていましたが、これからは上記の(1)のうち、

- ・発起人が自然人で、かつ、3人以内であり
- ・発起人が設立時発行株式の全部を引き受け
- ・取締役会を設置していない定款である

この3条件を満たす場合、公証人手数料が半額の1万5000円で済むようになりました。

## 株式会社設立の定款認証手数料の改定（令和6年12月～）



事業の立ち上げ時にはただでさえ色々とお金がかかります。金額が固定でかかる費用は小規模事業者ほど重い負担となるため、事業規模に応じて段階的に負担が減る一昨年と今回の改正はとても素晴らしいと思います。

（一昨年の改正までは、公証人手数料は事業規模にかかわらず5万円の定額でした。）

この調子で、株式会社設立で最大の負担である登録免許税（通常一律15万円）も引き下げられると、もっとありがたいですね。

会社の設立をお考えの方は、ぜひ当事務所にご相談ください！

## 戸籍の氏名にフリガナが記載されるようになります

改正戸籍法の施行により、令和7年5月26日から、戸籍に記載される氏名にフリガナが記載されることになりました。フリガナ記載の流れは以下のとおりです。

### (1) 本籍地の市区町村長からの通知を確認

本籍地の市区町村長から戸籍に記載される予定の氏名のフリガナを通知されます。もし認識と違うフリガナが記載されていた場合は、必ず(2)の届出を行ってください。届出をしない場合、令和8年5月26日以降に、この通知に記載されたフリガナがそのまま戸籍に記載されます。

### (2) 氏名のフリガナの届出

改正法の施行日（令和7年5月26日）後1年以内に限り、氏名のフリガナの届出をすることができます。（1）の通知のフリガナが正しい場合、届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、通知に記載されたフリガナがそのまま戸籍に記載されます。

### (3) 市区町村長による氏名のフリガナの記載

(2)の届出がなかった場合には、改正法の施行日（令和7年5月26日）から1年を経過した日以降に（1）の通知のフリガナを戸籍に記載されます。なお、(2)の届出がなかった場合に戸籍に記載されたフリガナは、一度に限り、家庭裁判所の許可を得ずに変更することができます。

## お客様の声を紹介します

何軒か電話連絡した中で、一番わかりやすく説明して貰えて、お預かりすることになりました。

会社に伺った時、受付の人も親切で、何でも相談できそうだと思いました。

手続などでも担当者の対応は丁寧にかつ迅速に対応してくれてとてもよかったです。

これからもよろしくお願いします。

### 【登記手続きのご相談】

登記手続きのご依頼をいただいたお客様の声を紹介します。

## 本年も大変お世話になりました。

こんにちは、高井和馬です。今年もたくさんの方にお世話になり、ありがとうございました。来年も一つ一つの仕事を大切に日々の業務に取り組んでまいります。

今年多くの事件のご相談を受けましたが、先日、「先払い買取業者」等と称する業者から高額な費用の請求を受けている方のご相談を受け付けました。「先払い買取業者」とは、スマートフォン等の売買契約を装ったいわゆる「ヤミ金」です。ネット検索して出てきたスマートフォンの画像を業者に送信することで、すぐに査定が行われ、買取代金として現金が先に支払われます。しかし、ネット上のスマートフォンの画像を送っただけで実際の物は手元にないため商品を引き渡すことができず、業者から高額な違約金が請求されるというものです。業者からネット上にある適当な画像を送信するように指示されることもあり、業者は始めから商品を買い取ることは考えていません。今回の相談者は1年以上にわたってネット上のスマートフォンの画像を送り続け、その度に金銭の交付を受け、高額なキャンセル料を支払っていました。金利にすると年1000%を超えております。この取引は、業者が形式上商品を買い取るかたちをとって金銭の交付を受け、その後、先払いした金額にキャンセル料名目の手数料を上乗せした金額を請求するという形式を取っています。つまり、実質的には金銭の貸し借りであり、貸金業法や出資法に違反する行為です。

相談者は1年以上悩み続け、個人情報を握られているため相談に行くことを躊躇し、法律上支払義務がないにもかかわらず、100万円以上の金額をヤミ金に支払っていました。本件は、司法書士が介入することで即日、ヤミ金からの取立てもなくなり、事件も解決しました。相談に踏み切るのは勇気のいることだと思いますが、弊事務所では小さな事件でも事件解決のため誠実に取り組んでおりますので、お悩み事がありましたら遠慮無くご相談ください。

## あいわ総合司法書士事務所 のご案内

札幌市北区北32条西4丁目1番7号  
コウメイビル2階

電話: 011-738-1101  
FAX: 011-738-1107  
電子メール: takai@aiwas.jp



### あいわ総合司法書士事務所

あいわ総合司法書士事務所は  
言葉だけではない、  
**真の「市民のための法律家」**  
を目指しています。

ホームページもご覧  
ください  
<https://aiwas.jp/>



事務所ホームページ

## 司法書士紹介

しいな たかふみ  
司法書士 **椎名尚文**



札幌司法書士会会員432号  
簡裁訴訟代理・法務大臣認定  
第143056号  
1992年司法書士試験合格  
理想の司法書士像 偉くない司法書士

たかい かずま  
司法書士 **高井和馬**



札幌司法書士会会員694号  
簡裁訴訟代理・法務大臣認定  
第843010号  
2008年司法書士試験合格  
公益社団法人成年後見センター・リー  
ガルサポート札幌支部会員  
理想の司法書士像 気軽に相談でき  
る司法書士

つぶらい ゆうすけ  
司法書士 **粒来祐介**



札幌司法書士会会員742号  
簡裁訴訟代理・法務大臣認定  
第943017号  
2009年司法書士試験合格  
理想の司法書士像 親しみを持てる司法  
書士